

遺伝子組換えに関する任意表示制度が変わります！

【従来の制度】

※豆腐の表示例

原材料名	大豆（遺伝子組換えでない、国産）／凝固剤
------	----------------------

遺伝子組換え表示制度は、義務表示と任意表示があり、任意表示のみ新しい制度となります。

【施行日】

令和5年4月1日から

※施行日前でも、新制度による表示をすることができます。
※義務表示は現行制度から変更はありません。

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品の場合



「遺伝子組換えでないものを分別」
「遺伝子組換えでない」等の表示が可能でした。



【新制度】

遺伝子組換えの情報が正確に伝わるように、2つの表現に分けて表示します。

原材料名	大豆（分別生産流通管理済み、国産）／凝固剤
------	-----------------------

原材料名	大豆（遺伝子組換えでない、国産）／凝固剤
------	----------------------

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品の場合



適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能

【表示例】

《原材料名欄に表示する場合》

「とうもろこし(分別生産流通管理済み)」
「とうもろこし(IP管理品)」等

《一括表示枠外に表示する場合》

「原材料に使用している大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。」等

※「分別生産流通管理」の文言に代えて、「IPハンドリング」、「IP管理」等の表示が可能。

分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品の場合



遺伝子組換え農産物が不検出である旨の表示が可能

【表示例】

《原材料名欄に表示する場合》

「とうもろこし(遺伝子組換えでない)」
「とうもろこし(非遺伝子組換え)」等

《一括表示枠外に表示する場合》

「遺伝子組換え大豆ではありません。」
「遺伝子組換えでないとうもろこしを使用」等

※大豆及びとうもろこし以外の対象農産物に「遺伝子組換えでない」等の表示が可能だが、遺伝子組換え農産物が不検出であることが条件。